

第2回 プラットフォームエコノミクス研究会 議事要旨

日時：令和4年7月28日（木）13時00分～15時00分

場所：オンライン開催

出席者

メンバー：安達委員、依田委員、大木委員、黒田委員、善如委員、安井委員

ゲスト：伊永大輔氏（東京都立大学大学院法学政治学研究科）

平山賢太郎氏（平山法律事務所、九州大学大学院法学研究院）

オブザーバー：佐藤 進氏（一橋大学経済研究所）、泉水文雄氏（神戸大学大学院法学研究科）、得津晶氏（一橋大学大学院法学研究科）

経済産業省情報経済課、内閣官房デジタル市場競争本部事務局、消費者庁消費者政策課、公正取引委員会デジタル市場企画調査室

議事概要

1. プラットフォームの競争政策について

- ・ 黒田委員より、プラットフォームの競争政策について報告がなされた（資料1）。概要は以下のとおり。
 - ✓ 競争政策は独占による非効率性の理論がない時代から存在していた。
 - ✓ 経済学者はエビデンスに基づく競争政策のあり方を検討し続けている。
 - ✓ 経済政策の良し悪しを評価する指標として、生産性分析が用いられる事がある。Syverson(2011)のレビューでは、競争は「ダーウィンの淘汰のメカニズム」と「費用削減投資」を通じて生産性を引き上げる、競争は参入規制の撤廃・製品規制の撤廃・貿易障壁の撤廃などによって促進される、ということが述べられている。
 - ✓ 金額ベースの生産性は企業によるマークアップの上昇を含んでおり、生産の効率性拡大を必ずしも表さない。そのため、産出物価値と投入物価値の差と投入物価値の比でみたマークアップの水位を測る DeLoecker (2018) らの研究が登場した。
 - ✓ アンチトラストポピュリズムは競争政策を企業の市場支配力の抑制以外の目標（雇用・賃金・格差・賃金・成長の鈍化等）の解決に用いようとしている。しかし、Shapiro(2018)は、ポピュリストは競争政策を他の目的に振り向けようとしているが、競争政策は政治や社会の問題解決に用いることはできないと認識すべきである、ということが述べられている。
 - ✓ 日本のデジタル市場の競争政策について、次の3点を検討する必要がある。
 - ◇ 市場集中と低いマークアップの関係をどう理解するか。
 - ◇ 独立規制機関である公正取引委員会と他の行政機関の連係は厳格な執行を助けるのか。
 - ◇ 「既存の競争法では十分に対応できない」とはどういうことか。
- ・ 報告後、競争当局と事業者間の立証責任の転換や法的に保護すべき範囲の考え方等について意見交換が行われた。

2. EU オブザーバトリー第2期の研究計画（2022-2023年度）について

- ・ 野村総合研究所より、2022-2023年度のEUオブザーバトリー第2期の研究計画について報告がなされた（資料2）。概要は以下のとおり。
 - ✓ EUオブザーバトリー研究計画（Concept note）には、EUオンラインプラットフォーム経済オブザーバトリー専門家グループによる2022年度から2023年度の研究概要を示す8つのConcept noteが含まれる。本研究計画は、2021年6月29日に開催された専門家グループの第2回会合で採択された作業計画に従って作

成された。各 Concept note では、政策状況、研究・政策課題、専門家グループが採用した研究方法が整理されている。

✓ 特に以下2つのワークストリームは、本研究会に対して有益なインプットになると考えられるため、政策的背景と研究及び政策上の問い&手法を中心に、詳細に分析した。

◇ 2. プラットフォームのインフラ的支配力 (Infrastructural Power of Platforms)

◇ 4. プラットフォームガバナンス (Platform Governance)

✓ ワークストリーム2では、プラットフォームの支配力は経済的な市場支配力に留まらず、公共交通、医療、教育など、公共政策や社会インフラの分野にまで影響力を拡大している、と述べられている。

✓ ワークストリーム4では、現状のプラットフォーム規制ではプラットフォームをガバナンスする視点が含まれていないことが述べられている。

- ・ 報告後、本研究計画のワークストリーム2で示される「インフラ」の定義や規律の在り方、ワークストリーム4で示されるプラットフォームガバナンスの主体とガバナンス対象者、規律やインセンティブの在り方等についての意見交換が行われた。

お問合せ先

商務情報政策局情報経済課 デジタル取引環境整備室

電話：03-3501-0397

F A X：03-3501-6639